

# 花見会計事務所だより No.88



暑さも少しやわらぎ、朝晩は肌寒く感じられるようになりました。  
寒暖差からくる秋バテにも注意してください。

いよいよ来月から始まるインボイス制度に関して、つかんでおきたい  
チェックポイントです。

## 1. 少額特例（令和 5 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日）

税込み 1 万円未満の課税仕入れについて、取引先がインボイス発行事業者であるか、免税業者であるか関係なく、インボイスの保存がなくても一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます。

**ポイント** 1 回の取引に係るもので、**2 点以上の合計額が税込み 1 万円以上のものを、同時に購入した場合は対象になりません**ので注意が必要です。

**ポイント** **基準期間**（前々年）の売上が **1 億円以下**、又は**特定期間**（前年同期首～半年間）の売上が **5 千万円以下の事業者が対象**となります。

## 2. インボイスの交付義務免除となる取引（恒久措置）

インボイス制度では相手からの求めに応じ、適格請求書を発行しなければなりません、交付が困難な取引は免除されます。

- 1・3 万円未満の公共交通機関の運賃
- 2・卸売市場で行われる食料品の販売
- 3・生産者が農協等に委託して行う青果や水産物の販売
- 4・3 万円未満の自動販売機や自動サービス機による商品の販売
- 5・郵便や貨物サービス（郵便ポストに差し出されたもの）

但し以下の点にご注意ください。

**ポイント** **航空券や ETC、タクシーは含みません**

**ポイント** インボイス発行事業者ではない社員の**出張費の精算**などは、**出張旅費特例**である旨の記載により帳簿のみの管理で**仕入税額控除**が可能となります。

**ポイント** 自動販売機の商品販売には、飲食料品の他、コインロッカーやコインランドリーが対象です。なお**コインパーキングは対象外**です。

## 3. 免税業者の 2 割特例（令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間）

免税業者がインボイス発行事業者なった小規模事業者は、業種を問わず売上税額の 2 割を納付すれば良いことになりました。

**ポイント** 基準期間（前々年）の課税売上が 1 千万円を超える場合は、課税業者となるためこの特例を受けることはできませんが、**基準期間が 1 千万円を超えなければ通常、免税業者となるため、この期間中はこの制度を再び適用**されることとなります。また、免税業者が、適格請求書発行事業者の登録申請書と同時に簡易課税制度の届出をされた方でも、2 割特例を受けることが可能です。

**ポイント** 免税業者が**消費税課税事業者選択届書**を出されている場合、この特例を受けることはできませんが、**課税期間中に課税事業者選択不適用届書**を提出することにより、再び免税業者に戻りますので **2 割特例が適用**されます。

### 【中山より一言】

日が暮れるのが早くなりました。夕方はまだ人の動きも盛んです。お車の運転には十分お気を付けてください。



花見会計事務所

TEL: 026-248-7500  
MAIL: info@hanami-kaikai.jp  
URL: http://hanami-kaikai.jp